

原子力被災12市町村農業者支援事業

令和7年2月
農林水産省・福島県

趣旨・事業内容等

原子力被災12市町村において、営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械、施設等の導入の取組に必要な経費を福島県が事業実施主体に助成し、営農再開を図ります。

事業実施主体

被災12市町村において、営農再開や規模拡大、新規作物の導入等を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等）です。

補助率等

補助率は3/4以内とします。なお、果樹の新植・改植には補助金額の上限があります。（例）りんごわい化栽培等への改植：50万円/10a

事業実施期間

令和8年3月31日（個別事業の実施は単年度ごとに完了）

補助対象経費の上限額

補助対象となる経費の上限は原則として1,000万円です。（補助金額の例：1,000万円×3/4=750万円）

ただし、市町村が特に認める場合の上限額は3,000万円とします。

なお、家畜の導入（営農再開支援事業）を行う場合は、原子力被災12市町村農業者支援事業と合算した額の上限が、原則1,000万円となります。市町村が特に認める場合も、合算した額の上限は3,000万円です。

申請等の手続き

⑤ ⑦

※詳細は、国・県要綱等において規定。



④ ⑥ ⑧

- ①事業計画書提出（農業者→市町村（市町村は経由））
- ②確認書類を添付し申請書を県へ送付（市町村→県）
- ③審査 ④計画承認 ⑤補助金交付申請 ⑥補助金交付決定（県）
- ⑦完了・実績報告（農業者→県） ⑧成果確認・補助金交付（県）

対象経費

1 農業用機械等の導入

農産物の生産、流通、販売に必要な機械の導入に要する経費とします。

- (1)耕耘・破碎、(2)施肥、(3)播種、(4)移植、(5)栽培管理、(6)防除、
(7)収穫、(8)調製・出荷用機械 等

なお、原則としてフォークリフト等農業用以外に使うことができる汎用性の高い機械については対象外となりますが、個別にご相談ください。

2 施設の整備等

農産物の生産に必要な施設の整備に要する経費とします。

- (1)パイプハウス、果樹棚、(2)家畜飼養管理施設、
(3)家畜排泄物処理施設、(4)自給飼料関連施設

3 施設の撤去

上記2の施設の導入に必要な撤去に要する費用。

4 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入

花き等の種苗等は複数年使用するもの。

注意

令和元年度申請分まで対象となっていた「家畜の導入」については、令和2年度申請分から、営農再開支援事業の対象となりました。

補助対象とならない経費

業者見積もりが無いなど経費の根拠が不明なもの

農業用機械、施設等のリース料 等

問い合わせ先

○福島県農業振興課：024-521-7336

○福島県県北農林事務所：024-521-2604

○福島県県中農林事務所：024-935-1307

○福島県県南農林事務所：0248-23-1556

○福島県南会津農林事務所：0241-62-5253

○福島県会津農林事務所：0242-29-5302

○福島県相双農林事務所：0244-26-1147

○福島県いわき農林事務所：0246-24-6160

※最寄りの農林事務所(農業振興普及部・農業普及所)あてお問い合わせください。